

# はあとメール 第31号

発行人 〒602-8453  
京都市上京区笹屋四  
丁目269-4 正千第2ビル5階 ☎ 075-463-  
2263  
住田正則

みなさん、こんにちは！ はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

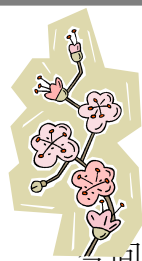
例年以上に寒かった冬もようやく終わり、水ぬるみ風やわらぐ春がやってまいりました。私も、新しい事務所兼自宅に移ってから、はや3か月がたとうとしています。人の営みは、ただただあくせくして（私だけかも知れませんが・・・）、ともすれば右も左も分からないような有様ですが、そんなドタバタをよそに、季節は今年もきちんと万人の上に訪れてくれるのだなあ、としみじみ実感しています。

ただ、ある意味私以上にドタバタと混乱しているのが日本国の政治状況です。この原稿を書いている時点（2月末）では、まだ特に際立った動きというものはありませんが、はたで見聞きしていると、国の一大事である予算すら満足に決められないかも知れない、といった混迷のように感じられます。

「こんなはずでは、なかった・・・」一昨年、歴史的な政権交代にいくらかでも関わった国民の多くが、そのように思っているのではないのでしょうか？（・・・ちなみに、私はその選挙の時だけ、現在の与党には投票しませんでした。「農家の所得補償制度」を聞きかじりして、コメ農家の息子として「相も変わらず日本の農政は、農家スポイルするようなことばかりする！」と義憤に息巻いていたからですが、よくよく見てみると、それまでの農政とは大分意味合いの異なったものではあったのですね・・・）



～文通で、あなたのくらしにうるおいと安心を～  
「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、  
文通によって実現していきます」



ともあれ、春です。ちこまった体を伸ばし、春風の中をさっそうと歩いていこう、そんなふうにならに鼓舞しているところです。桜も、もうすぐ！

## 『 けっこん契約書を作りませんか ④ 』

今回も、前回に引き続き「けっこん契約書」の実際の条文をご紹介してみようと思います。今回は全24条から成るサンプル契約書の第9条～第16条を掲載します。

（お互いの仕事）

第9条 夫は自分の仕事を支えているのは妻であることを認識して、妻の仕事も同様に支えることを誓います。

（仕事の特記事項）

第10条 夫と妻はお互いの仕事を尊重することを原則とし、事前に話し合いをすることで何事も決定します。ただし、夫の仕事上やむをえない状況があることを妻も十分に認識します。

（夫婦の目標）（家事の分担）

第11条 夫は[ ]を週に[ ]回以上行います。仕事の関係上できないときは、事前に連絡します。

（夫婦の健康への留意）

第12条 夫と妻は健康に充分留意し、健康を維持するための努力をします。

（両親の尊重）

第13条 夫と妻はお互いに自分の両親と同様に相手の両親を大切にすることを意識を持つようにします。両方の両親を尊重する気持ちを忘れないようにします。

（両親の介護）

第14条 夫と妻はどちらかの両親に介護が必要になった場合、お互いに協力しながら献身的な介護をするようにします。

（実家とのつきあい）

第15条 夫と妻はお互いの実家・親戚とのつきあいを積極的に行います。特に冠婚葬祭へは極力出席するように努めます。

（家族の日）

第16条 毎週日曜日は「家族の日」として家族で過ごすこととします。

次回号では、第17条～第24条を掲載します。乞うご期待！！

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、ご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

現在、はあとメールは、スタッフから集めた会費及び寄付金によって運営されており、「はあとメール」もその予算の範囲内で発行しています。

よって、少なくとも現時点においてはスタッフ以外の会員の方々には会費をご負担いただくことなく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください！

それと同時に、皆さまの善意による寄付を広く受け付けております。いただきました寄付金は、はあとメールの今後の活動をよりよくするための費用として大切につかわせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします！

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け（別途有料）…等

「はあとメール」バックナンバーのお求めにも応じます。お気軽にご連絡ください！

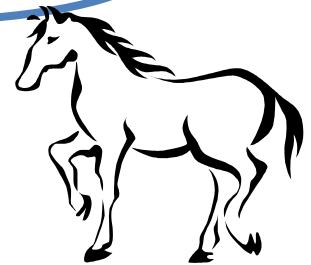
あなたのご参加を、心よりお待ちしております



（住田 正則）

## はあとメールスタッフ 橋太一の記事

はあとメール会員のみなさまへ。



みなさま、こんにちは。はあとメールスタッフの橋太一です。  
現在、行政書士や社会保険労務士の国家資格がある私ですが、  
商売人の家系に育ち、そして先々代が競走馬を扱う事業へと進出したこと、  
私も競走馬の取引を行う際に必要となる免許「家畜商取引免許」を社会人2年目に取得して、  
競走馬の仲介、斡旋を12年行っていたところまでを前回書かせて頂きました。

これは私が大学を卒業後、飲食店の3代目として歩むよりも、競走馬の世界に入る事を希望したため  
です。両親は悲しんでおりましたが、その魅力に取り付かれてしまったことが最大の原因でした。そして  
約12年間、競走馬事業に従事することとなります。

毎月北海道へ向かい、多くの牧場を見て回り、良い血統の馬、体型の良い馬を探し歩いていました。  
1回北海道へ向かえば、1週間から10日を浦河で過ごしました。


景気が良いときは、こうした事業もいいのですが、バブル崩壊後、牧場も個人馬主も倒れていくなかで  
事業は縮小し、法人格を捨て、現在では個人事業主として、小さく営んでいる現状です。そして事業の  
縮小に伴い、私が飲食店の3代目社長に就任した経緯があります。

ひとくちに競走馬といっても、その種類はいくつかあり、現在JRAで出走しているその全てが「サラブレッド」と呼ばれる種類です。そのほかにも、「アングロアラブ種」という馬が存在しているのですが、中央競馬ではそのレースが廃止されて20年近くになります。1回に数回、朝の1レースにアラブレースが行われていたことを記憶しています。

地方競馬では、アラブレースが盛んでしたが、その流れはサラブレッドに飲み込まれ、兵庫県の園田競馬、広島県の福山競馬が最後まで残っていましたが、現在では殆ど扱うことはありません。サラブレッドの生産の拠点「千歳・苫小牧・新冠・静内・浦河」なのに対し、アラブは主として「門別」で生産されていました。現在、門別ですら、アラブ種を扱う牧場は皆無に等しい現状です。


一昔前までは、サラブレッドはJRAの中央競馬へ、アラブは地方競馬へという位置づけでした。

— 次号へつづく —



# 遺言講座

## 第三回 相続



遺言書を作成するに当たって重要なのが相続制度を知ることです。  
わが国の相続制度をしっかりと把握した上で納得のいく遺言書を作りましょう。

では相続とはなにか？

それは被相続人の地位を相続人が受け継ぐ制度です。

例えば父が息子に時計をあげたとします。時計の所有権が父から息子に移転します。そしてこの時計が実は買ったばかりで不良品であることがわかりました。しかし時計の所有者である息子は時計屋さんに文句を言う権利はありません。不良品であるという文句を言う権利（法的には売主の瑕疵担保責任の追及といいます）は時計の所有者にあるのではなく時計の買主にあるのです。この場合には時計を買った人である父だけが文句を言えるのです。

では父が時計を買った日に亡くなったとしましょう。相続人は息子一人です。この場合にも時計の所有権は父から息子に移転します。そして同じように時計が不良品であった場合、今度は息子でも時計屋さんに文句を言えるのです。場合によっては契約を解除して代金を返してもらえるかもしれません。この場合（相続）は時計の所有権だけでなく買主としての地位を息子が引き継ぐ事になるからです。

相続とは単に所有権が移転するだけではなく、被相続人の法的な地位の一切を相続人が引き継ぐ制度であるからです。ただし一身専属権（例えば扶養を受ける権利など）は引き継がれません。

よく相続と聞くと遺産の分割協議や不動産の名義変更などの手続きの事だと思っている方がいますがそれらはすべて相続の後処理です。名義がそのままであるとか遺産の分け方の話し合いも出来ていないとかに関係なく被相続人の死亡と同時に自動的に起こるものなのです。

そして遺産分割の話し合いをして分け方を相続人全員で決めたとき、そのわけ方で相続が発生したということが被相続人の死亡時にさかのぼって確定します。

名義変更は相続の事実を第三者に表示するためにするものです。

行政書士 吉田 大